



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年4月11日金曜日 第600号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	(経営支援課) ...	300
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(12件).....	(都市計画課) ...	300
指定道路の指定(2件).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	301
指定医師の所在地の変更.....	(福祉総合支援センター) ...	302

人事委員会公告

令和7年度愛媛県職員採用候補者(上級)[通常型]試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	302
-----------------------------------	----------------	-----

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....	(選挙管理委員会) ...	306
政治団体の設立の届出.....	(") ...	307
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	307
政治団体の解散の届出.....	(") ...	308
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	308

告 示

○愛媛県告示第297号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ラ・ムー今治店	今治市町谷字重元甲171番地1 外	「図面3 建物配置図」内の身障者用駐車場(番号21・22)について、店舗に入る際には駐車場内の車道を横断する必要があり、歩車分離ができていない状態であるため、安全対策を講じることが望ましい。	生活環境保持の見地からの意見はなし。

○愛媛県告示第298号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画準防火地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第300号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画駐車場整備地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第299号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画風致地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

○愛媛県告示第301号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画駐車場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画都市下水路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画火葬場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画ごみ処理場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、四国中央都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第310号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和7年4月11日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和7年3月27日
- 3 指定道路の位置
四国中央市寒川町字大倉1947番1の一部、1947番2の一部、1949番1の一部、1949番2の一部及び1950番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 65.71メートル
 - (2) 幅員 6.30メートル

○愛媛県告示第311号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和7年4月11日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和7年3月26日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中曾根町字溝又1441番1の一部、1406番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.07メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第312号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和7年4月11日

愛媛県知事 中村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
越 智 康 博	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	令和7年 3月1日

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）[通常型]試験公告

令和7年4月11日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込受付期間終了後の試験区分の変更及び申込みの取消しはできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	70人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	14人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	10人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
警察事務 (情報)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、情報処理の専門的知識を生かして警察事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木	19人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。
建築(警察)	1人程度	警察本部に勤務し、警察施設の建築設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	10人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜産	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の固有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	5人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。

薬剤師（行政）	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師（病院）	4人程度	県立病院・子ども療育センター等に勤務し、医薬品の調剤・製剤等の業務に従事します。
衛生監視員	3人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、食品関係施設や環境衛生関係施設などに対する監視指導・検査等の業務に従事します。
福祉	4人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心理	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保健師	9人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
管理栄養士	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。
鑑識（法医）	1人程度	警察本部に勤務し、法医学に関する鑑識業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日（保健師については、平成17年4月1日）までに生まれた者

イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和8年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者（薬剤師（病院）及び保健師は除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師（行政）、薬剤師（病院）、衛生監視員、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬剤師（行政） 薬剤師（病院）	薬剤師の免許を有する者又は令和8年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
衛生監視員	食品衛生監視員の資格を有する者又は令和8年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和8年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心理	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和8年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保健師	保健師の免許を有する者又は令和8年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和8年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者

令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）[早期募集型]試験又は令和7年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）[春期募集型]試験に申込みをされた方は、本試験に申込みをすることはできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区分	日 時	受験地	試 験 会 場	合格発表
第 1 次 試 験	令和7年6月15日（日曜日） (1)事務職 受付開始 午前8時 試 験 午前9時～午後3時30分 (2)技術職 受付開始 正午 試 験 午後1時～午後3時30分	松山	松山大学 文京キャンパス (松山市文京町4番地2)	6月下旬 合格発表日は第1次試験の日にお知らせします。
		東京	明治学院高等学校 (東京都港区白金台一丁目2番37号)	
		大阪	大阪科学技術センター (大阪府大阪市西区本町一丁目8番4号)	

受付時間（午前8時～午前8時45分又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は、原則として、受験できません。

受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

第2次試験	7月上旬～7月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	8月上旬
--------------	---	------

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点		試験の内容
		事務職	技術職	
第1次試験	教養試験	50点		大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間30分）。
	専門試験	40点	90点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	290点	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作文試験	50点	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査			職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、採用サイトに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和7年4月21日（月）午前8時30分から5月15日（木）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月8日（木）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月6日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届けば、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載

されます。

この名簿は、原則として、令和8年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から事務職は1年間、技術職（警察職員を除く。）は3年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師（行政）、薬剤師（病院）、衛生監視員、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、2(4)に定める時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。ただし、名簿の有効期間内に免許又は資格を取得した場合は、上記(2)の選考対象となります。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分		現 行 給 料 月 額	
行政事務、学校事務、警察事務、警察事務（情報）、総合土木、建築、建築（警察）、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、衛生監視員、福祉、心理		行政職給料表 1 級29号給	226,953円
薬剤師（行政） 薬剤師（病院）	4年制課程卒業	医療職給料表(□) 2 級 5 号給	233,895円
	6年制課程卒業	医療職給料表(□) 2 級19号給	250,695円
保健師		医療職給料表(□) 2 級15号給	260,051円
管理栄養士		医療職給料表(□) 2 級 5 号給	233,895円
鑑識（法医）		研究職給料表 1 級29号給	235,404円

初任給は、学歴や職歴、免許又は資格の取得状況などに応じて、一定の基準により決定されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第 1 次 試 験 合格発表の日 から 1 月 間	郵 送 又 は 口 頭 に よ り 開 示 を 請 求
第 1 次 試 験 合 格 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 2 次 試 験 合格発表の日 から 1 月 間	

第1次試験合格者のうち、第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位は付されません。

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係
警察事務（情報）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術
総合土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建築（警察）	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電 気 ・ 電 子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化 学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
薬剤師（行政） 薬剤師（病院）	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務
衛生監視員	畜産物利用学、水産利用学、一般化学、分析化学、食品科学、応用微生物学、応用獣医学、衛生、疫学、社会・環境と健康、食べ物と健康、公衆栄養学
福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査
心 理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論
鑑 識（法 医）	数学・物理、物理化学、無機化学、有機化学、生化学、生物化学、微生物学、生理学、遺伝学、生物学、血液学

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和7年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 及 び 会 計 責 任 者 の 氏 名		主 たる 事 務 所 の 所 在 地
	代 表 者	会 計 責 任 者	
池田さちこ後援会	池田幸子	寺川正一	松山市小栗三丁目5-35
北貞丈後援会	北貞丈	藤本英治	今治市宮窪町宮窪2988
峻風の会	三宅浩二	三宅浩二	四国中央市川之江町1132-1
白川誉と新居浜市の新たなまちづくりを考える会	白川誉	半田英里	新居浜市新田町一丁目8-25

曾我部孝後援会	曾我部 孝	曾我部 利 子	新居浜市篠場町2 - 54
古川孝之後援会	古 川 孝 之	吉 岡 泰	伊予郡砥部町宮内509

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和7年4月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
佐伯恭介後援会	佐 伯 恭 介	佐 伯 恭 介	南宇和郡愛南町御荘平城3933 - 2	令和7年3月6日
高橋誠後援会	高 橋 誠	高 橋 千 佳 子	四国中央市三島中央四丁目10 - 14	令和7年3月13日
田中じゅんき後援会	吉 田 浩	田 中 浩 代	南宇和郡愛南町広見1765	令和7年3月13日
夢ある四国中央をつくる会	高 橋 千 幸	高 橋 淳 一	四国中央市寒川町1484 - 2	令和7年3月13日
上田さや後援会	上 村 幸 成	上 田 寿 典	伊予市双海町高岸甲956 - 5	令和7年3月14日
新しい宇和島市長をつくる会	円 丁 辰 夫	円 丁 康 子	宇和島市栄町港三丁目1 - 8	令和7年3月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和7年4月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県郵政政治連盟支部	横 山 陽 彦	会 計 責 任 者	大 西 祥 一	村 井 貴 子	令和7年3月5日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
愛媛県自動車整備政治連盟	星 川 茂	代 表 者	星 川 茂	萩 山 陽 右	令和6年6月14日
		会 計 責 任 者	黒 河 秀 樹	大 西 周 一	
愛媛県商工連盟連合会伊予支部	城 戸 善 浩	主たる事務所の所在地	伊予市上吾川甲9 - 1	伊予市下吾川1512 - 6	令和6年12月9日
愛媛県商工政治連盟	渡 部 英 志	主たる事務所の所在地	西条市丹原町徳能甲75 - 7	松山市南久米町401 - 3	令和7年2月21日
		代 表 者	渡 部 英 志	村 上 友 則	
		会 計 責 任 者	久 保 榮	矢 野 昭 生	
政治結社志國紫電改	岩 城 誠 太 郎	主たる事務所の所在地	松山市安城寺町1284 - 1	松山市山越三丁目17 - 59	令和7年2月27日
丹下大輔後援会	白 石 勝 好	主たる事務所の所在地	今治市波止浜11 - 73	今治市波止浜11 - 28	令和7年3月1日

兵頭竜後援会	梅川光俊	代 表 者	梅川光俊	別宮 静	令和7年3月1日
井川つよし後援会	井川 剛	会 計 責 任 者	井川貴子	井川 裕介	令和7年3月13日
石川みのる後援会	神野衣代	代 表 者	神野衣代	新田 弘	令和7年3月24日
藤原秀博後援会	藤原秀博	主たる事務所の所在地	今治市朝倉北甲139 - 5	今治市古谷甲761	令和7年3月26日
		代 表 者	藤原秀博	清水俊光	
		会 計 責 任 者	藤原秀博	清水俊光	
21世紀維新クラブ	池本俊英	会 計 責 任 者	池本ちはる	立川 さゆり	令和7年3月27日
菅もりみ後援会	村上 要	会 計 責 任 者	菅 森実	川野 征雄	令和7年3月28日
風鈴の会	森高大輔	代 表 者	森高大輔	大西英彦	令和7年3月28日
		会 計 責 任 者	森高大輔	大西英彦	
野田哲也後援会	野田 哲也	主たる事務所の所在地	今治市片山二丁目2 - 38	今治市郷本町一丁目3 - 40	令和7年3月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和7年4月11日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
佐川秀紀後援会	佐川秀紀	令和6年12月28日

南の風を創る会	赤松洋子	令和6年12月31日
伊予郡を愛し守る会	平岡文男	令和7年2月28日
岡田ひろし後援会	岡田洋志	令和7年2月28日
越智豊後援会	越智豊	令和7年3月13日
政治結社志國紫電改	岩城誠太郎	令和7年3月18日

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和7年4月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
黒川理恵子	黒川理恵子後援会	公 職 の 種 類	西条市議会議員	西条市長	令和7年2月1日